



ペットは大切に 正しく飼いましょう!

9月20日(金)～26日(木)は動物愛護週間、10月は正しい犬の飼い方強調月間です。犬や猫などのペットは私たちの心を癒してくれますが、一方で、ペットをめぐるトラブルは後を絶ちません。ペットを飼うには社会のルールやマナーがあり、迷惑をかけないことが大切です。適切な飼い方を心掛けて、人と動物が共生できる社会を目指しましょう。

ペットを飼う場合の注意点

◆飼う前に

ペットを飼うことは素晴らしいことですが、その喜びと同時に責任が発生します。10年以上、食事や運動しつけ、トイレの後始末を欠かさず続けることはできませんか。現在はペットを飼える環境でも、引越などの要因で飼えない環境になる可能性がある場合は、代わりの飼い主を探しておくことも必要です。また、ペットを飼うことは扶養家族が一人増えることと同じです。餌や

日常の健康管理だけでもかなりの出費になります。そのためにも家族の同意と協力が必要です。飼う前に、もう一度考えてみてください。

◆不妊・去勢手術

不幸な命を増やさないためにも、繁殖をする予定がなければ、不妊・去勢手術をしてください。不妊・去勢手術が、犬や猫の問題行動解決、病気の予防に有効な場合もあります。

犬を飼う場合の義務

◆登録と狂犬病予防注射

犬は一生に1回の登録と、一年に1回の狂犬病予防注射をする義務があります。

◆鑑札などの装着

鑑札、狂犬病予防注射済票を犬に装着する義務があります。また、登録内容へとつながる鑑札

は、飼い主を探す手がかりとなります。たとえ室内で飼う場合でも、花火などの大きな音で逃げ出す場合がありますので、鑑札を必ず装着しましょう。

◆放し飼いの禁止

県の条例で、屋外での放し飼いは

禁止されています。室内やおりで飼う場合は、逃げ出さないように戸締りや施錠を確実にしましょう。

◆ふんの後始末

散歩中にふんをした場合は必ず持ち帰り、道路や公園など公共の場所を汚さないようにしましょう。

◆適正なしつけ

適正なしつけを行いましょう。頻繁な鳴き声などの騒音は周辺地域の人への迷惑になります。

猫を飼う場合の注意点

◆室内で飼う

室内で飼うことで、鳴き声や近隣へのふん尿のトラブルを防止し、迷子や交通事故の危険も減ります。

◆名札などの連絡先明示

室内で飼う場合でも、アクシデン トや不注意で迷子になる可能性がありますので、名札を装着しましょう。

くわしくは

生活安全課 生活安全係

県動物愛護指導センター

☎028(884)5458

☎21)5112

意向調査

「個性ある地域振興事業」 市民団体が行う

◆個性ある地域振興事業とは

市は、市内で活動している市民団体が行う、市全体または地域の活性化を目指した事業に対して、補助金を交付しています。

これは市民団体の創意工夫で市全体が元気になる、または地域のためになる事業を、市民団体の申請に基づいて支援するもので、自分たちが提案した事業を自分たちで実際に行う仕組みとなっています。

市の一体感を育てる、または地域がもっと元気になる、そんなアイデアあふれる事業の応募をお待ちしています。

◆意向調査を行います

今回、平成26年度の補助対象事業の申請に向けた意向調査を行います。これまで申請したことがない市民団体で、平成26年度に補助金の交付対象となる事業を検討されている場合、または、既に事業の採択を受けている市民団体で平成26年度も継続して事業を検討している場合は、必ず、

意向調査にご回答ください。

なお今回は、あくまで意向調査です。事業申請に必要な書類の提出は、平成26年4月を予定しています。

◆対象となる事業

市内で活動する市民団体が行う、市全体または地域の活性化を目指す事業で、事業費が30万円以上。

◆選考方法

企画の事業効果や地域特性、公共性、継続性、独創性などを総合的に判断し、個性ある地域振興事業検討委員会が選考。

◆補助率

200万円を上限に補助対象経費の95%以内の額。

※補助金の交付は原則として1団体につき1回限りですが、事業達成

のために継続が必要と認められる場合は、年1回の交付を3年間継続します。ただし、2年目以降の補助率は順次引き下げます。

◆事業の実施期間

平成26年5月～平成27年2月

◆調査様式

平成26年度意向調査票などを作成

平成25年度採択事業名(団体名)	事業概要および効果など
ASHIOの魅力再発見事業Ⅲ(足尾まるごと井戸端会議)	足尾地域のガイドツアーを通じ、日本の産業史における足尾の重要性を再認識するための事業。地域を自慢できる意識の変化が期待される。また将来の活動の素地を作ることで、事業を継続していくことを目指す。
障がい者の「働く」を実現する(まちにとびだす障がい者の会)	障がい者が就労可能な職種を発見し、雇用を考える研究会を立ち上げ、働く場所を創出する事業。健全な市民生活を実現する上で、障がい者の暮らしの安定を図る。
地域子育て応援事業(特定非営利活動法人和音)	子育てに携わる人の本音を理解し合うための講座などを開催し、サービスにつなげていく事業。保護者と子育て支援に携わる人たちが理解し合うことで、子どもたちに良い環境を整える。
「住まう」を開く:NIKKO-WA TARASE Art Project (WATARASE Art Project)	地域の使われなくなった空き家や空き店舗、廃工場、廃校などを再活用し、芸術表現の視点から地域づくりを行う事業。平成24年度の国際アートフェスティバル開催後、住民の中に芽生えつつある気持ちや実感を実際の行動に移すため、協働による事業の基盤づくりを行う。
耕作放棄地を利用した地域のいきがいづくり事業(どろぶ)	耕作放棄地などの復旧やトウモロコシのオーナー制度を実施し、都市住民との交流を促進する事業。学生や市民ボランティアとの協働により、共有地を保全・利用することで新たなコミュニケーションの場を創出する。また、特産品の開発による交流人口の増加で、経済の活性化につなげる。
歩こう山里探検隊!! 秋の大収穫祭! あるってみんなべ小来川(小来川地域活性化実行委員会)	小来川・滝ヶ原に手つかずのまま残された自然や歴史的建造物・文化を紹介し、散策することで地域の良さを発信する事業。小来川地域に一般参加者を迎えることで、多くの人たちに地域の良さをPRし、活性化につなげる。

し、9月9日(月)～10月18日(金)に地域振興課または各総合支所総務課へ持参。

くわしくは

地域振興課 市民協働推進係

☎(21)5147